

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年12月22日

京都市長 門川 大作

京都市規則第54号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第13条まち再生・創造推進室の款第9号を同款第10号とし、同款第8号の次に次の1号を加える。

(9) 空き家等対策協議会に関すること。

第14条自転車政策推進室の款第11号中「自転車等駐車対策協議会及び」を削り、「廃自動車認定等委員会」の右に「及び自転車政策審議会」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部人事課)